

綾瀬市保育所等給食費臨時補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設である認定こども園又は保育所（以下「保育所等」という。）が行う法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども（以下「教育・保育給付認定子ども」という。）を養育する者が保育所等に対して支払うべき食事の提供に要する費用（以下「給食費」という。）の減額に対し補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助金の対象となる者は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響による保育所等の休止又は登園の自粛により登園しなかった日のある市内に住所を有する教育・保育給付認定子ども（以下「児童」という。）の保護者又は扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に規定する扶養義務者をいう。）に対し、給食費を減額した保育所等の設置者又は施設の長とする。

（減額後の給食費）

第3条 減額後の給食費は、児童1人につき、給食費の月額に当該児童が当該月に登園しなかった日数（25日を上限とする。）を除く開園日数（25日を上限とする。）を乗じ、25で除して得た額（10円未満の端数は切り捨てる。）とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、給食費の月額から前条に定める減額後の給食費を減じた額（5,500円を上限とする。）の総額とする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、綾瀬市保育所等給食費臨時補助金交付申請書（第1号様式）に所要額内訳書（第2号様式）を添えて、市長が別に定める期日までに申請しなければならない。

（決定の通知）

第6条 規則第7条の規定による通知は、綾瀬市保育所等給食費臨時補助金交付決定通知書（第3号様式）によるものとする。

（実績報告）

第7条 規則第12条第1項の規定による実績報告は、同項ただし書の規定により、提出を要しない。

（書類の整備）

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、保管するものとする。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月26日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

第1号様式（第5条関係）

綾瀬市保育所等給食費臨時補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所 在 地

名 称

代表者氏名

年度綾瀬市保育所等給食費臨時補助金の交付を受けたいので、次のとおり
関係書類を添えて申請します。

1 施設名

2 交付申請額 円

3 添付書類

所要額内訳書（第2号様式）

第2号様式（第5条関係）

所 要 額 內 訳 書

月分

第3号様式（第6条関係）

綾瀬市保育所等給食費臨時補助金交付決定通知書

年　　月　　日

様

綾瀬市長

印

年　　月　　日付けで申請がありました　　年度綾瀬市保育所等給食費臨時補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条の規定により、次のとおり決定しました。

- | | |
|--------|---|
| 1　補助金額 | 円 |
| 2　補助条件 | |